

報告案件一覧表（既存店の変更届出等）

N	届出日	店舗の名称 (市町村名)	小売業者	変更事項	変更日	市町村 意見	住民 意見	県意見
1	17.11.8	千葉鑑定団船橋店 (船橋市)	㈱トクジロー (生活関連用品)	営業時間の変更ほか (午前9時30分～午後7時 →午前9時～翌午前9時) 店舗面積 1,903㎡→2,054㎡	17.11.19 18.7.19	あり (対応済)	あり (対応済)	なし 18.6.16
2	17.12.12	ライフ佐倉店 (佐倉市)	㈱ライフコーポレーシ ョン (食料品、生活関連品)	閉店時刻の変更ほか (午後9時→午後10時)	17.12.15	あり (対応済)	なし	なし 18.6.16
3	17.12.16	スーパーオートバックス 市川 (市川市)	(株) オートバックス セブン (住・生活関連品)	閉店時刻の変更ほか (午後11時から翌午前0時)	17.12.22	あり (対応済)	なし	なし 18.6.16
4	17.12.7	ゆりのき台 ショッピングプラザ (八千代市)	㈱マルエツ ほか (食料品、家庭用品等)	駐車場収容台数の変更ほか (104台→67台)	18.9.1	なし	なし	なし 18.6.16
5	17.12.13	ライフ増尾店 (柏市)	(株)ライフコーポレー ション (食料品、日用品)	閉店時刻の変更ほか (午後9時→午後10時)	17.12.15	なし	なし	なし 18.6.16

報告案件 1

変更事項届出の概要（法附則第 5 条第 1 項）

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：千葉鑑定団船橋店
- 2 所在地：船橋市夏見台 3 丁目 5 7 8 番地 1 ほか
- 3 建物設置者：有限会社鈴木コーポレーション 代表取締役 鈴木光江
- 4 小売業者名：株式会社 トクジロー（業種：住・生活関連品専門店）
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前 9 時 3 0 分～ 午後 7 時 0 0 分
(変更後) 午前 9 時 0 0 分～翌午前 9 時 0 0 分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前 9 時 3 0 分～ 午後 7 時 0 0 分
(変更後) 午前 9 時 0 0 分～翌午前 9 時 0 0 分（一部午前 6 時～午後 1 0 時）
 - (3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 1, 9 0 3 m²
(変更後) 2, 0 5 4 m²
 - (4) 荷さばき施設の面積
(変更前) 4 0 6 m²
(変更後) 4 8. 6 m²
 - (5) 廃棄物保管施設の容量
(変更前) 4 6. 1 m³
(変更後) 2 1. 2 m³

<店舗概要>

- 1 店舗面積：2, 0 5 4 m²
- 2 駐車場の収容台数：2 2 0 台
- 3 駐輪場の収容台数：8 7 台
- 4 荷さばき施設の面積：4 8 m²
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：2 1 m³
- 6 営業時間
開店時刻：午前 9 時 0 0 分
閉店時刻：翌午前 9 時 0 0 分
- 7 駐車場利用可能時間帯
午前 9 時 0 0 分～翌午前 9 時 0 0 分
- 8 駐車場の出入口の数：2 か所
- 9 荷さばき可能時間帯
午前 9 時 0 0 分～午後 7 時 0 0 分

6 変更年月日

上記（１）及び（２）は、平成１７年１１月１９日

上記（３）、（４）及び（５）は、平成１８年７月１９日

7 処理経過：

（１）届出日 平成１７年１１月 ８日

（２）公告縦覧期間 平成１７年１２月２６日～平成１８年４月２６日

（３）説明会 平成１８年 １月１４日 午後２時～、午後６時～ 夏見公民館

8 市町村・住民等の意見

（１）船橋市の意見 有り

今後も千葉県青少年健全育成条例を遵守し、近隣住民との協議を継続すること。

（２）住民等の意見 有り

ア アダルトコーナー廃止、エアガンの取扱中止

イ 二十四時間営業反対、営業時間の制限

ウ 看板等の外観に配慮、歩行者側道路の看板の取り外し

エ おもちゃからＡＶ用品までを混在させて販売することに反対、店内ゲーム機の取り外し、中古品の買取り中止、営業内容の改善

オ 万引き防止のため商品陳列棚を低くし店員を増やすこと

カ 屋外照明及び広告塔照明の配置、照度及び時間に配慮、フラッシュネオンの廃止

キ 店舗の退去、店舗面積の拡張反対、営業自粛

ク 地域住民に配慮、周辺的生活環境に悪影響

ケ 交通量、排気ガス、騒音等心配、交通整理の徹底

コ 説明会の再度開催

サ 小・中学生の死角を改善

シ 千葉県青少年健全育成条例に抵触

ス 広告が船橋市の屋外広告物条例違反なので取壊しの指導をすること

セ 企業理念、社会貢献等に相反する営業内容と不健全の標榜

ソ エアガン及びモデルガンの陳列をアダルトコーナーへ移設
タ 避難場所の明確化
チ 商圈拡大による生活環境への対策強化

9 県の意見 「意見なし」 平成18年6月16日通知

<理由>

(1) 今回の変更届出は、旧大店法に基づき営業していた既存店舗の小売業者が入れ替わったことにより、営業時間の変更（24時間営業）や荷さばき施設及び廃棄物保管施設の容量の変更等を行うものであり、騒音の予測評価結果において、夜間の騒音ごとの騒音レベルが基準値を上回る地点があるが、保全対象側では基準値以下となること。

また、廃棄物保管施設の容量も予測排出量を満たしていることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。

(2) 大店立地法第8条第1項に基づく船橋市の意見に対しては、今後も千葉県青少年健全育成条例を遵守し、近隣住民との協議を継続します。

としており、適切な対応がなされているものと認められること。（船橋市は了承済）

(3) 同条第2項に基づく住民等の意見に対しては、

ア アダルトコーナーにつきましては通常の売場との仕切りを設置し、18歳未満は入場をお断りする表示を設置し、従業員が巡回時に18歳未満の入場者がいないか気を配っております。エアガンについては、現状有害玩具に指定されていませんが、弊社の姿勢として、施錠されたショーケース内に陳列し、18歳未満のお客様には販売していません。また、青少年健全育成条例を遵守しております。

イ 24時間営業につきましては、他の小売業さん、サービス業さんと同様に、弊社としても社会の趨勢として捉え、会社方針として24時間営業を実施して参りたいと考えます。実施する前には住民代表者に事前に連絡します。

ウ 開店当初、認知度を高める為に、店外周に看板を貼り、外観上、近隣の方に御迷惑をお掛けしました。ご意見を頂いた直後に全て撤去致しました。

エ 弊社はリサイクル業である事をご理解下さい。コインゲームについてはお客様への遊びの空間の提供という主旨で設置しており、継続していきますのでご理解下さい。

- オ 万引き防止策として、商品に防犯センサータグを取りつけて陳列しており、レジでタグ処理をしないものは入口のセンサーが反応し警報音が鳴るようになっております。また、防犯カメラの設置や従業員の店内巡回時のお声掛けを実施しております。
- カ ご意見を頂き、既に改善しております。
- キ 今後、継続して存続する上で、近隣住民の方のご意見は参考にさせていただきます。
- ク 今後、継続して存続する上で、近隣住民の方のご意見は参考にさせていただきます。
- ケ 大規模小売店舗立地法に基づき、千葉県関係先と十分に事前協議を行い、申請手続きを行いました。更に店員が巡回し、静穏保持の呼びかけを行うなど周辺環境の保持に努めております。今後とも近隣住民の方のご意見は参考にさせていただきます。
- コ 平成 18 年 4 月 20 日に再度開催致しました。
- サ 限られた店舗空間内で、より多くの商品を揃える事でお客様の探す楽しさ、選ぶ楽しさを目指しております。
- シ 条例違反はないと考えており、4月20日の話し合いにおいて青少年センターの方の確認も得ております。
- ス 4月20日の代表者話し合いの場にてご説明をいたしました。現在船橋市とも話し合っており、今後の調整を待つて頂きたい。
- セ リサイクルという資源の有効活用と青少年健全育成条例を遵守しております。
- ソ エアガンについては、現状有害玩具に指定されていませんが、弊社の姿勢として、施錠されたショーケース内に陳列し、18歳未満のお客様には販売していません。
- タ 避難通路・非常口などにつきましては、消防署の指導のもとに実施しております。
- チ 店内巡回、ガードマンの配置及び駐車場内での非行行為については店頭買取所の従業員が即座に店長に連絡し対応を取る体制になっております。
- としており、立地法に係る意見については適切な対応がなされていると認められること。

10 その他

県の意見は「意見なし」とするが、多数の住民意見が出されていることから、「なお、店舗の維持・運営に当たっては、届け出たところにより、店舗周辺地域の生活環境の保持に適正な配慮をし、周辺住民との対話を継続するとともに、地元警察署及び関係機関との連携を密にして地域の防犯や青少年の非行防止対策に努めてください。」と付記する。

報告案件 2

変更事項届出の概要（法第6条第2項）

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：ライフ佐倉店
- 2 所在地：佐倉市大崎台1丁目18番地8ほか
- 3 建物設置者：有限会社 多奈賀屋 代表取締役 小倉 吉晴ほか
- 4 小売業者名：株式会社 ライフコーポレーション
(業種：食料品、住・生活関連品専門店)

5 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 9時

(変更後) 午後10時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分～午後 9時30分

(変更後) 午前8時45分～午後10時15分

(一部午後午後10時～10時15分制限有り)

- (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前6時～午後9時

(変更後) 午前3時～午後9時

- 6 変更年月日 平成17年12月15日

7 処理経過：

- (1) 届出日 平成17年12月12日

- (2) 公告縦覧期間 平成18年 1月 6日～平成18年 5月 6日

- (3) 説明会 平成18年 2月 2日 午後2時～ 佐倉商工会議室

<店舗概要>

- 1 店舗面積：3,725㎡
- 2 駐車場の収容台数：147台
- 3 駐輪場の収容台数：108台
- 4 荷さばき施設の面積：69㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：34m³
- 6 営業時間
開店時刻：午前 9時
閉店時刻：午後10時
- 7 駐車場利用可能時間帯
午前8時45分～午後10時15分
(一部制限有り)
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯
午前3時～午後9時

8 市町村・住民等の意見

- (1) 佐倉市の意見 必要に応じて交通整理員を配置されたい。
- (2) 住民等の意見 なし

9 県の意見 「意見なし」 平成18年6月16日通知

<理由>

- (1) 今回の変更届出は、閉店時刻の繰下げ及び荷さばき時間の繰上げ等で夜間に及ぶものであるが、騒音の予測評価において、夜間の騒音ごとの予測結果が一部地点で基準値を上回るものの、現況の環境騒音レベルの方が大きいことから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- (2) 大店立地法第8条第1項に基づく佐倉市の意見に対しては、交通安全対策につき、必要に応じて交通整理員等を配置し、適切な処理を行います。としており、適切な対応がなされているものと認められる。
- (3) 同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

報告案件 3

変更事項届出の概要（法第6条第2項）

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：スーパーオートバックス市川
- 2 所在地：市川市鬼高3丁目1，133番地1ほか
- 3 建物設置者：株式会社 オートバックスセブン 代表取締役 住野 公一
- 4 小売業者名：株式会社 オートバックスセブン（業種：住・生活関連品専門店）
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
(変更前) 午後 11時
(変更後) 翌午前 0時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時45分～午後11時15分
(変更後) 午前9時45分～午前 0時15分（一部午前9時45分～午後11時15分）
- 6 変更年月日 平成17年12月22日
- 7 処理経過：
 - (1) 届出日 平成17年12月16日
 - (2) 公告縦覧期間 平成18年 1月13日～平成18年 5月13日
 - (3) 説明会 平成18年 1月14日 午後1時30分～、午後3時30分～ 鬼高公民館
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 市川市の意見 当該事業場から発生する騒音等の環境影響について、その発生状況を把握し、市川市環境保全条例等の環境関係法令を遵守したうえで必要に応じて対策を講じるなど、周辺住民の生活環境の保全に十分配慮すること。必要に応じて交通整理員を配置されたい。
 - (2) 住民等の意見 なし

<店舗概要>

- 1 店舗面積：3,025㎡
- 2 駐車場の収容台数：170台
- 3 駐輪場の収容台数：80台
- 4 荷さばき施設の面積：117㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：50m³
- 6 営業時間
開店時刻：午前 10時
閉店時刻：翌午前 0時
- 7 駐車場利用可能時間帯
午前9時45分～午前0時15分
- 8 駐車場の出入口の数：4か所
- 9 荷さばき可能時間帯
午前8時～午後9時

9 県の意見 「意見なし」 平成18年6月16日通知

<理由>

- (1) 今回の変更届出は、すでに夜間時間帯で営業している店舗がさらに閉店時刻等を繰下げるものであり、音源の変更もあるが、騒音の予測評価結果において、夜間の等価騒音レベルは基準を満足し、予測した騒音ごとの騒音レベルでは基準値を上回る地点があるものの、保全対象である集合住宅敷地では基準を満足しており、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- (2) 大店立地法第8条第1項に基づく市川市の意見に対しては、騒音発生において特に夜間の状況を把握し、市川市の環境保全条例の騒音に関連する法令を遵守すると共に、周辺住民の生活環境の保全に配慮を行います。
としており、適切な対応がなされているものと認められる。
- (3) 同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

報告案件 4

変更事項届出の概要（法第6条第2項）

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 ゆりのき台ショッピングプラザ
- 2 所在地 八千代市ゆりのき台3丁目1番7 ほか
- 3 建物設置者 株式会社新都市ライフ 代表取締役 古屋雅弘
- 4 小売業者名 株式会社マルエツ （業種：食料品、家庭用品等の販売）ほか
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 104台
(変更後) 67台
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 6箇所
(変更後) 4箇所
- 6 変更年月日 平成18年9月1日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成17年12月7日
 - (2) 公告縦覧期間 平成18年1月6日～平成18年5月6日
 - (3) 説明会 平成18年2月2日不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 八千代市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

<店舗概要>

- 1 店舗面積：1,909㎡
- 2 駐車場の収容台数：67台
- 3 駐輪場の収容台数：124台
- 4 荷さばき施設の面積：37㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：40m³
- 6 営業時間
 - ・ 開店時刻：午前10時
(年間60日に限り午前9時)
 - ・ 閉店時刻：翌午前零時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前9時30分～翌午前零時30分
(年間60日に限り午前8時30分から)
- 8 駐車場の出入口の数：4か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前3時30分～午後9時30分

9 県の意見 「意見なし」 平成18年6月16日通知

<理由>

- (1) 当該変更は、駐車場の利用状況を実測調査し収容台数を減少させるものであるが、減少後においても必要駐車台数を上回る台数が確保されており交通への影響はほとんどないことから、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響は少ないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく八千代市の意見がなかったこと及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

報告案件 5

変更事項届出の概要（法附則第 5 条第 1 項）

報告案件の概要

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| 1 大規模小売店舗の名称 | ライフ増尾店 |
| 2 所在地 | 柏市増尾台 3 丁目 2 1 0 8 番地 1 ほか |
| 3 建物設置者 | 伊能清丸 ほか |
| 4 小売業者名 | 株式会社ライフコーポレーション
(業種：食料品、日用品の販売) |
- 5 変更しようとする事項
- (1) 開店時刻
 - (変更前) 午前 10 時
 - (変更後) 午前 10 時 (年間 100 日に限り午前 9 時)
 - (2) 閉店時刻
 - (変更前) 午後 9 時
 - (変更後) 午後 10 時
 - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (変更前) 午前 9 時 30 分～午後 9 時 30 分
 - (変更後) 午前 9 時 45 分 (年間 100 日に限り午前 8 時 45 分) ～午後 10 時 15 分
- 6 変更年月日 平成 17 年 12 月 15 日
- 7 処理経過
- (1) 届出日 平成 17 年 12 月 13 日
 - (2) 公告縦覧期間 平成 18 年 1 月 6 日～平成 18 年 5 月 6 日
 - (3) 説明会 平成 18 年 1 月 21 日 午後 3 時 30 分～

<店舗概要>

- 1 店舗面積：4,800 m²
- 2 駐車場の収容台数：171 台
- 3 駐輪場の収容台数：137 台
- 4 荷さばき施設の面積：80 m²
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：18 m³
- 6 営業時間
 - ・ 開店時刻：午前 10 時
(年間 60 日に限り午前 9 時)
 - ・ 閉店時刻：午後 10 時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前 9 時 45 分～午後 10 時 15 分
(年間 100 日に限り午前 8 時 45 分から)
- 8 駐車場の出入口の数：1 か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前 4 時～午後 9 時

8 市町村・住民等の意見

- (1) 柏市の意見 なし
- (2) 住民等の意見 なし

9 県の意見 「意見なし」 平成18年6月16日通知

<理由>

- (1) 当該変更は、営業時間の変更等で、駐車場の利用時間が夜間に及ぶものであるが、騒音の予測結果において、夜間における来客車両走行音が基準値を超える地点があるものの、現況夜間の騒音レベルの方が大きいなど、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく柏市の意見がなかったこと及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。